



雇児福発第0630002号
平成15年6月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

母子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について

母子家庭自立支援給付金事業については、「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成15年6月30日雇児発第0630009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下、「局長通知」という。）により通知されたところであるが、事業の実施に当たっては、下記の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。

なお、貴管内市（特別区含む。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

記

第1 自立支援教育訓練給付金事業の実施について

1 都道府県等の長が地域の実情に応じて国に協議して対象とする講座

局長通知の別添1「自立支援教育訓練給付金事業実施要綱」（以下、「訓練給付金実施要綱」という。）4(4)の「都道府県等の長が地域の実情に応じて国に協議して対象とする講座」の基準は次のとおりであり、指定にあたっては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課あて協議すること。

(1) 教育訓練施設の基準

- ア 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。
- イ 当該教育訓練を適切に実施するための体制を有するものであること。
- ウ 本制度の適正な実施に協力できるものであること。

(2) 教育訓練講座の基準

ア 教育訓練講座の内容

母子家庭の母の就業の促進、職業能力の開発・向上に資する教育訓練であ

って、地域の労働力需給の状況等にかんがみ、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものであること。

イ 期間及び時間

教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものとみとめられるものであること。

ウ 指導者

当該講座について、適切に指導することができる指導者を有すると認められること。

エ 教材

当該講座の教材が、当該講座の内容等に照らし、適正であること。

オ 費用

当該教育訓練に係る入学料及び受講料の合計額が20,003円以上であり、当該教育訓練に係る受講料その他受講者の納入すべき費用が、当該講座を運営するため必要な範囲内で合理的に算定した額であること。

カ 情報公開

受講希望者に対し、当該講座に係る教育訓練目標、内容、修了認定基準等を明示していること。

2 自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（以下、「対象講座指定申請書」という。）の審査に係る留意事項について

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格者でないことの確認について、対象講座指定申請書に記載された「雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無」を確認すること。
- (2) 自立支援教育訓練給付金（以下、「訓練給付金」という。）は、原則として、過去に訓練給付金を受給したことがある者については支給しないものであることから、対象講座指定申請書に記載された過去の訓練給付金の受給の有無に係る記載について確認すること。
- (3) 対象講座指定申請書に記載された講座の受講開始日及び受講期間については、教育訓練施設に確認すること。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付及び(財)21世紀職業財団の再就職希望登録者支援事業の対象講座の指定については、4月1日及び10月1日の年2回行われていることから、4月1日及び10月1日直後に講座を指定する場合は、留意すること。

3 支給額算定の留意事項

訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用（以下、「教育訓練経費」という。）に基づき算定することとなるが、この算定については、次の事項に留意して行うこと。

- (1) 教育訓練経費の対象は、教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して

支払われた入学料（対象教育訓練の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とすること。

- (2) 教育訓練経費の対象除外経費は、次の経費とすること。
 - ア その他の検定試験の受講料
 - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - ウ 教育訓練の補講費
 - エ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - カ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等
- (3) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- (4) 教育訓練に係る入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する額を対象とすること。
- (5) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、教育訓練経費に該当しないこと。
- (6) 訓練給付金の支給を受けようとする者が、支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

4 教育訓練の受講開始日及び受講修了日について

(1) 受講開始日

受講開始日は、通学制の場合は対象教育訓練の所定開講日（必ずしも本人の出席第1日目とは限らない）、通信制（通信制に準ずるものを含む。）教育訓練の場合は受講申込み後始めて教育訓練施設が教材の発送等を行った日であって、いずれも教育訓練施設の長が証明する日とすること。

(2) 受講修了日

受講修了日は、教育訓練施設の長が、受講者の受講実績等修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練修了を証明する日とすること。

5 教育訓練修了証明書及び教育訓練経費に係る領収書について

(1) 教育訓練修了証明書

教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定した場合に発行されるものとする。

なお、記載事項について訂正のある場合、教育訓練施設の長の訂正印のないものは無効とする。

(2) 教育訓練に係る領収書

教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した

領収書とする。なお、受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とすること。

- (3) 領収書（又はクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていることを確認すること。
 - ア 「教育訓練施設の名称」
 - イ 「受講者（支払者）氏名」
 - ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」
 - エ 「領収日（又はクレジット契約日）」
 - オ 「領収印」
- (4) 領収書（又はクレジット契約証明書）の確認にあたっては、発行の対象となった対象教育訓練と領収額の根拠を特定する必要があることから次の事項が付記されていることを確認すること。
 - ア 「教育訓練講座名」
 - イ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」
- (5) 領収書に訂正のある場合、教育訓練施設の訂正印のないものは無効であること。
- (6) 教育訓練経費に係る領収書については、確認後、原則として本人に返却すること。但し、必要に応じて本人了承の上で写しを取っておくこと。

第2 高等技能訓練促進費事業の実施について

1 支給に係る留意事項について

休学等により資格取得の見込みがなく、かつ、月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合には、当該月については不支給とすること。

なお、夏期休暇等年間学習カリキュラムに組み込まれているものについては、支給することとして差し支えないこと。

2 周知、広報に係る留意事項

養成機関は毎年4月に開講する機会が多いことから、一般的な支給開始月（修業期間3年の場合は3年目の4月、修業期間2年の場合は2年目の8月。）の前に養成機関に必要な情報提供を行うこと。

第3 常用雇用転換奨励金事業の実施について

- 1 常用雇用転換奨励金（以下、「転換奨励金」という。）の支給を希望する事業主から相談を受けた場合は、その準備段階から十分相談を行うことが望ましいこと。

2 転換奨励金の対象事業主の要件に係る留意事項について

局長通知の別添3「常用雇用転換奨励金事業実施要綱」（以下、「転換奨励金実施要綱」という。）3(4)の「過去6ヶ月間に事業主の都合により常用雇用労働者を解雇したことがない事業主であること。」及び3(5)の「過去3年間に雇用した

ことのある者を再び雇用するものでないこと。」の確認については、事業主の申告により確認して差し支えないこと。

ただし、必要に応じて出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働者名簿等の提示を求めることにより確認することができること。

3 職業訓練(OJT等)の内容について

本制度における事業所内でのOJTとは、就労の場において通常の業務に従事しながら教育訓練・研修を行うものをいうこと。

なお、事業主が職業訓練機関等に委託して職業訓練を行うなど、OJTとは異なる形態の職業訓練等を行う場合についても対象として差し支えないが、職業訓練に要する経費は、事業主の負担となるので対象事業主に事前に説明しておくこと。

4 都道府県労働局が実施する母子家庭の母試行雇用奨励金との関係について

(1) 都道府県労働局が実施する母子家庭の母試行雇用奨励金（以下、「トライアル雇用奨励金」という。）との併給については、トライアル雇用奨励金の支給を受けた事業主についても、転換奨励金の支給要件を満たす場合は、転換奨励金を支給することができること。

(2) 転換奨励金の受給希望事業主が、トライアル雇用奨励金の対象事業主である場合、「トライアル雇用実施計画書」(写)（平成15年3月28日付け職発第0328002号通知参照）を「常用雇用への移行に向けた職業訓練(OJT)実施計画書」(「転換奨励金実施要綱」別紙参考様式1。以下、「OJT計画書」という。)と、「トライアル雇用計画報告書」(写)（平成15年3月28日付け職発第0328002号通知参照）を「常用雇用転換奨励金の支給に係る短期雇用実施結果報告書」(「転換奨励金実施要綱」別紙参考様式3)とみなして取り扱って差し支えないこと。

5 雇用状況の把握について

支給申請に至らない場合でも、OJT計画書を提出した事業主については、適宜、提出後の雇用状況について把握すること。

平成15年5月16日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

母子家庭の母等及び寡婦の雇用促進について(抄)

母子家庭の母等及び寡婦の雇用促進については、日頃から特段の御努力を願っているところであるが、第155回臨時国会において母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号。）が成立し、本年4月1日から施行されたところである。この改正の内容については、別添1のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より各都道府県知事、各指定都市市長及び各中核市市長あて通知されたところであるが、就業支援策の充実強化の一環として、母子家庭の母及び寡婦の雇用促進について公共職業安定所が必要な措置を講ずるよう努めることとされるなど、その自立を促進する観点から見直しがされたところであり、今後、職業安定機関として、母子家庭の母等及び寡婦の雇用の一層の促進を図るべく、下記に留意の上取り組むこととするので、業務の円滑かつ効果的な運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 法改正の主要点

1 法改正の趣旨

近年における離婚の急増等母子家庭等（母子家庭及び父子家庭をいう）。

3 都道府県及び市等が行う母子家庭及び寡婦の状況に応じた就業あっせんに対する支援

都道府県及び市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）が、母子家庭及び寡婦の状況に応じた就業あっせんを行うに当たって、次の支援を行う。

(1) 求人情報の提供

都道府県及び市等の求めに応じて、求人情報一覧表等の形式での求人情報等の提供について積極的に行うこと。

(2) 研修の実施等

都道府県及び市等が行う母子自立支援員等就業支援関係者に対する研修の実施に際し、講師としての公共職業安定所職員の派遣、労働市場の状況等に係る資料の提供等の協力を求められた場合には、可能な限り積極的に協力すること。

4 無料職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体、NPO 等に対する支援

無料職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体、NPO 等に対しては、平成14年2月28日付け職発第0228009号「民間の職業紹介事業者との連携による再就職支援体制の整備事業の実施について」に基づき、パソコンの貸与、求人情報の提供、無料職業紹介事業者研修会の実施等の支援を行う。

なお、無料職業紹介事業者研修会の実施については、社団法人全国民営職業紹介事業協会等への委託により行う。

第3 関係通達の整備(略)

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子家庭等自立支援推進事業の実施について

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）において、都道府県、市及び福祉事務所設置町村（以下、「都道府県等」という。）が母子家庭等施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の母子家庭等に対して効果的に機能するため、都道府県等は、母子家庭等自立促進計画（以下、「自立促進計画」という。）の策定を行うことができることとされたところである。

については、都道府県等における自立促進計画の策定及び関係機関との連携強化等によるその効果的な実施の推進のために「母子家庭等自立支援推進事業」を実施することとし、別紙「母子家庭等自立支援推進事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、貴管内市町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

(別紙)

母子家庭等自立支援推進事業実施要綱

1 目的

都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下、同じ。）、市（特別区を含む。以下、同じ。）及び福祉事務所設置町村（以下、「市等」という。）における母子家庭等自立促進計画（以下、「自立促進計画」という。）の策定、このために必要な調査及び関係機関との連携強化等によるその効果的・効率的な実施の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

委員会及び調整会議（以下、「委員会等」という。）の実施主体は都道府県とし、実態調査の実施主体は都道府県及び市等（以下、「都道府県等」という。）とする。

3 事業内容等

(1) 事業内容

ア 都道府県は、自立促進計画策定の検討を行うとともにその効果的・効率的な実施を図るために委員会を開催する。また、市等と自立促進計画について意見交換や調整等を行う調整会議を開催するものとする。

イ 都道府県等は、自立促進計画策定等のための母子家庭等の実態調査を行うものとする。

(2) 委員会の構成

事業実施主体である都道府県、管内市等、母子家庭等就業・自立支援センター、母子福祉団体、NPO等関係団体、母子生活支援施設、母子自立支援員、公共職業安定機関等、弁護士等法律の専門家、母子家庭の就業促進に理解のある企業、母子寡婦福祉に見識を有する者等

(3) 事業実施上の留意点

ア 委員会の開催にあたっては、委員会の意見を尊重し、母子家庭等の多様なニーズが反映されるよう工夫すること。

イ 委員会の開催にあたっては、自立促進計画の効果的・効率的な実施を図る観点から関係機関の情報交換、連携強化の場としても活用を図ること。

ウ 事業実施にあたっては、都道府県と指定都市・中核市は、相互に緊密に連携を図ること。

4 国の補助

国は、本事業を実施するために必要な費用を、別に定めるところにより補助する。

※参考通知(養育費の手引ではない)



雇児発第 0331021 号
平成15年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「養育費の算定表」について(抜粋)

法律雑誌「判例タイムズ」(平成15年4月1日号)に、「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」(東京・大阪養育費等研究会著)が掲載されることとなった。これは、現職の裁判官等から構成される「東京・大阪養育費研究会」が、これまでの家庭裁判所における実務の基本的な考え方を維持しつつ、簡易迅速な養育費の算定を可能とするような養育費算定方式と算定表を提案したものである。

その概要は下記のとおりであるが、この算定方式及び算定表は、今後、裁判所の実務に定着していくものと思われ、養育費の取り決めに当たっての有用な基準となると考えられるので、その内容を十分に理解した上、母子家庭の母に対する相談業務等に役立てていただくとともに、管内市町村長に対する周知を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245号の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 別添1の「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」は、現職の裁判官等から構成される「東京・大阪養育費研究会」が、養育費等の算定の簡易化・迅速化を目指し、従前の家庭裁判所における実務について再検討を加える研究を行い、家庭裁判所における実務の基本的な考え方は維持しつつも、簡易迅速な算定が可能となるような新たな養育費算定方式とこれに基づく算定表(以下「養育費の算定表」という。別添2)を提案したものである。
2. この養育費の算定方式は、①養育費支払義務者及び養育費受給権利者の基礎収入

(総収入から公租公課や経費などを差し引いたもの)を認定し、②次に子の生活費を認定し、③最後に養育費支払義務者と養育費受給権利者の基礎収入を比較し、基礎収入の多寡に応じて、②で認定した子の生活費を案分するという手法を採用している。

養育費の算定表は、この手法に基づき作成されたものである。

3. 養育費の算定表は、表1から表9により構成されており、子の年齢と数によって以下のようになっている。

(1) 表1及び表2は、子が1人の場合の表であり、

① 表1は、0歳から14歳までの子が1人の場合の表

② 表2は、15歳から19歳までの子が1人の場合の表となっていること。

(2) 表3から表5は、子が2人の場合の表であり、

① 表3は、0歳から14歳までの子が2人の場合の表

② 表4は、15歳から19歳までの子が1人、0歳から14歳までの子が1人の場合の表

③ 表5は、15歳から19歳までの子が2人の場合の表となっていること。

(3) 表6から表9は、子が3人の場合の表であり、

① 表6は、子全員が0歳から14歳までの場合の表

② 表7は、15歳から19歳までの子が1人、0歳から14歳までの子が2人の場合の表

③ 表8は、15歳から19歳までの子が2人、0歳から14歳までの子が1人の場合の表

④ 表9は、子全員が15歳から19歳までの場合の表となっている。

(4) したがって、養育費の算定表を使用する場合には、子の人数と年齢に従って使用する表を選択することとなる。

4. 養育費の算定表は、縦軸が養育費支払義務者(多くの場合は父親)の年収(給与所得者、自営業者別)となっており、横軸が養育費受給権利者(多くの場合は母親)の年収(給与所得者、自営業者別)となっており、養育費支払義務者の年収の欄を水平に伸ばした線と、養育費受給権利者の年収の欄を垂直に伸ばした線とが交差した欄の額が、標準的な養育費の額(月額)となる。

例えば、表1(子1人[0~14歳])において、養育費支払義務者の給与年収が600万円、養育費受給権利者の年収が130万円の場合には、養育費の額は「4~6万円」となる。

この標準的な額は1万円から2万円の幅があり、裁判所では、原則として、その範囲内で養育費の額が定められるものと予想される。

また、この養育費の額は、養育費支払義務者が養育費受給権利者に支払うべき総

額である。したがって、例えば子3人の場合の表において「4～6万円」となった場合には、養育費支払義務者が支払うべき養育費は子3人分として「4～6万円」であり、これを3倍した「12～18万円」ではないので注意する必要がある。

5. 年収（総収入）の認定について

(1) 給与所得者の年収

原則として源泉徴収票の「支払金額」が総収入となる。

(2) 自営業者の年収

原則として確定申告書の「課税される所得金額」が総収入となる。

(3) 年収の実額が不明な場合

厚生労働省大臣官房統計情報部の「賃金センサス」等を利用して推計する。この場合には、養育費の算定表上は、「給与所得者」として扱う。

(4) 養育費受給権利者の年収認定に当たっての留意点

養育費受給権利者の年収を認定するに当たっては、児童扶養手当や児童手当を加算してはならないこと。

6. 養育費の算定表は、あくまで標準的な養育費を簡易迅速に算出することを目的とするものであり、最終的な養育費の額は、この算定表のみによって決定されるものではなく、裁判所において、各事案の個別的要素をも考慮して定まるものである。